



第3章 計画実現に向けた基盤整備

第2章では、第4次基本計画の目指す方向である「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の構築」及び「安全・安心の確保」それぞれについて取組の方向を記載してきました。

現実的には、地球温暖化、廃棄物問題、生態系の破壊等の環境問題はそれぞれ関連し、原因は複合的かつ広範囲で、その解決のためには、社会そのものを変える必要があります。しかし、これは容易なことではありません。

また、予想もしなかった近年のPM2.5（微小粒子状物質）の国外からの移流や、電力需給のひっ迫等のように新たに発生する問題もあります。

そのような複雑で、多岐にわたる環境問題に柔軟に対応しつつ、基本計画の実現を目指すためには、しっかりとした土台（基盤）が必要です。

本章では、総合的な基盤整備について「人づくり」「環境配慮の推進」「調査研究体制の整備」について記載します。

3-1 ひとづくり（環境教育と啓発）

3-1-1 環境教育と啓発についての基本的な考え

環境を保全することは人間が人間らしく幸せに生きることにつながっているとの意識を持ち、それぞれの役割に応じて自主的・積極的に環境保全に取り組むことが必要です。

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築をといた、ライフスタイルや社会経済構造そのものの変化を目指すためには、全ての人々がこれまでの価値観を転換し、環境保全に取り組む必要があります。

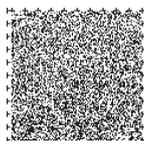
そういう意味で、環境学習・環境教育は、環境問題解決の根幹と言えます。

私たち県民が本県の環境の価値を認識し「なぜ環境保全に取り組む必要があるのか」「環境保全のためには何をすればよいのか」という点について理解を深めるための教育・啓発が重要です。

そのため、子供から大人まですべての年齢層を対象として、様々な場（家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場）において環境学習・環境教育を総合的に推進することが必要です。

そして、基本計画に記載した各種取組を確実に実行し、持続可能な社会を構築するためには、それを担う人材の育成、すなわちESD「持続可能な開発のための教育」が必要です。

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。つまり、ESDとは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を意味します。





本県の豊かな自然を守り、受け継いでいくためには、私たち県民一人ひとりが“ふるさとを愛し、自ら考え、行動できる人”になり、環境保全を意識し、行動に移すことが重要です。

3-1-2 教育・啓発のための取組の方向

○「環境教育・環境学習の充実」と「環境保全意識の普及啓発」が重要でありこの方向で推進していきます。

「環境教育・環境学習の充実」

○環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画に当たる「エコナビわかやま～和歌山県環境学習・環境保全活動の手引き～」に基づき環境教育・環境保全活動を推進します。

○本県の豊かな自然に興味・関心を持つことが大切であり、その地域資源を教材として活用し、普段の生活に関連付け興味を深め、自ら学ぶことを推進します。

○環境保全に関するそれぞれの取組を「つなぎ」、「活かし」、「広げて」いきます。また、普段は接点がなくとも同じ思いをもった方々が出会い、情報交換をしながら、協働取組を実施できるよう、地域・団体同士を「つないで」いきます。

○学校においては、「学校における環境教育指針」に基づいて作成した「きのくにエコスクール基準（教材）」により、環境教育を総合的に推進します。

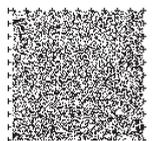
○すべての主体が、それぞれの役割に応じて自主的、積極的に環境教育・環境保全活動に取り組むために必要な人材を把握、育成するとともに、その人材を活用できるシステムの充実を図ります。

○環境教育や環境保全活動の指導者（和歌山県環境学習アドバイザー、森林インストラクター、環境カウンセラー、自然公園指導員・和歌山県自然公園指導員）の人材育成、確保を行います。

○教員の環境教育に関する知識・技能を高め、学校における環境教育を推進する教員の育成を図る研修会を実施します。（エコティーチャー養成研修会）

○和歌山県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、県地球温暖化防止活動推進員養成講座による地球温暖化防止等環境保全活動を実践する人材の育成と活動支援を行います。

○環境学習や環境保全活動実践のために必要な教材やプログラムを作成するため、すべての主体が、正確な環境情報を、必要なときに必要な形で入手できる情報基盤の整備、情報提供に関する体制の充実に努めます。





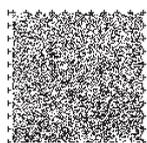
- 和歌山の環境の価値を認識できるよう、自然を観察したり、自然を体験できる場や機会を継続的に提供します。
- 県立自然博物館や青少年の家等の社会教育施設及び森林や河川、海域、農地等自然や環境保全に関する学習や活動が可能な施設等を充実させ活用します。
- 地域の自然や文化へのふれあいにより環境保全意識を高めるための森林・林業教室をはじめとする農林漁業体験や自然体験学習等を推進します。
- 県民一人ひとりの環境意識向上を図るため、子供が率先者となり家族と一緒にエコ活動を行う取組を推進します。

「環境保全意識の普及啓発」

- 環境保全の重要性を広く県民に訴え意識の高揚を図るため、広報・啓発活動を行います。
- 県の環境白書や各種関連冊子、リーフレット等により、環境の現状や環境保全の取組に関する情報を提供します。
- 環境教育や、環境啓発の場で使用できるわかりやすい資料（教材、パンフレット、マニュアル等）を作成し提供します。
- ポスターコンクール、作文等の募集による環境保全の学習や活動を通して普及啓発を行います。
- 環境学習や環境保全活動の場や機会となる取組の活動支援と普及啓発を行います。（「全国水生生物調査」「こどもエコクラブ」「緑の少年団」等）
- 自然への関心とモラルを高めるため、体験型の自然環境保全啓発事業を推進します。
- テレビ、ラジオ、広報誌等の媒体を活用した普及活動を推進します。

「連携の強化と協働の推進」

- 環境教育・環境保全活動推進のための基盤づくりを行ったうえで、様々な主体との連携の強化と協働を推進することが必要です。「民間団体の育成支援」、「広域ネットワークによる連携の強化」の方向で取組を推進します。



**「民間団体の育成支援」**

- 地域において自主的に環境教育や環境保全活動を実施している民間団体は、自らの活動による成果に加えて、県民等の意識向上や実践行動に大きな役割を果たしています。
- それぞれの団体が持つ専門性や機動力が十分に活かされるように、民間の環境保全活動への支援を行います。
- 模範となる環境保全活動に取り組む個人や団体を顕彰し、その普及に取り組みます。
- 民間団体に取り組む環境学習、環境保全活動に関する行政や県民、事業者との協働事業を推進します。
- 地球温暖化対策地域協議会等の事業活動活性化を促すため、支援を行います。

「広域ネットワークによる連携の強化」

- 県独自の取組だけでなく、同様の課題や特徴を有している団体等と柔軟なネットワークを構築し、取組を進めていく必要があります。
- 県民や民間団体、行政等の連携の仕組みを構築し、地域特性を活かした交流型の環境学習を展開していきます。
- 年少期における環境学習を推進する先進的な教育・学習手法を研究・開発し普及していきます。

【関係法令等】

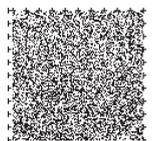
| 法令名称 | 関連計画 |
|--------------------------|-----------------------------|
| 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 | (県) 和歌山県環境学習・環境保全活動の推進方針 |
| | (県) 和歌山県環境教育等行動計画「エコナビわかやま」 |

3-2 環境配慮の推進（環境影響評価制度の運用）**3-2-1 基本的な考え**

大規模開発等の事業については、地球温暖化、廃棄物、生態系、生活環境すべてに著しい影響を与える可能性があることから、事業実施の意思決定にあたり、あらかじめ環境への影響について調査、予測、評価を行い、適切な環境配慮を行う必要があります。

本県では平成12年に和歌山県環境影響評価条例を制定し、環境影響が大きいと考えられる大規模な事業に対して適切な環境配慮を行うこととしています。

環境影響評価制度は、環境の「持続的な利用」という観点から見て最も有効な環境配慮の手段であり、その後の円滑な事業実施のためにも有用な手法であることから、引き続き円滑な運用に努めていく必要があります。





3-2-2 取組の方向

- 環境影響評価制度の円滑な運用に努めるとともに、社会情勢に応じ、対象事業や手続の見直しを行う等、適切な運用に努めます。
- また、制度の対象とならない中小規模の開発等についても、適切な環境配慮がなされるよう、県庁内の関係部局が連携して、個別法令の許認可手続等の事前段階において事業者に必要な環境配慮を行うよう指導します。

3-3 調査研究体制の整備

3-3-1 基本的な考え

本県の実情に応じた種々の環境施策を的確に実施するためには、県内の環境の状況を詳細、かつ継続的に把握し、評価を行うとともに、将来にわたる環境の変化の予測、メカニズムの解明等を継続的に行っていく必要があります。

本県では、和歌山県環境衛生研究センターをはじめ、各分野の試験研究機関において、環境に関する様々な調査研究事業を実施していますが、今後、第4次基本計画が目指す持続的な社会の実現を目指す上で、その役割はますます重要となってきます。

3-3-2 取組の方向

- 低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の構築、そして安全・安心の確保のため、各分野の試験研究機関での調査、試験、研究、技術開発の充実に努めます。
- 国、他の自治体、大学、民間等の試験研究機関との共同研究や交流を積極的に行っていきます。
- 試験研究機関における施設整備の充実や、人材育成に努めます。

